

## 第7章

# 計画の推進体制



## 計画の推進体制

### 1 庁内の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ、保健・福祉・医療など幅広い分野にわたるものです。

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

### 2 市民、地域、関係団体等との連携

本計画を着実に推進していくためには、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体の協力が不可欠です。

社会全体で子育てを支援する環境を整備していくため、計画の内容について市ホームページや市広報紙等により周知・啓発を行うとともに、子どもにかかわる機関や企業、NPOなど各種団体との連携・協力体制を強化します。

### 3 国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

## 4 計画の達成状況の点検・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「上田市子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



